

平成29年度 事業報告

社会福祉法人香春町社会福祉協議会

- 1 心配ごと相談所の開設
町民の生活上のあらゆる相談に応じ適切な助言を行う「心配ごと相談所」を毎月第三木曜日に開設し、12件の相談を受ける
- 2 地域福祉センター「香泉荘」の管理運営
施設の管理を行うと共に、町民の憩いの場・生きがい活動の場として事業を実施。(一般浴利用者：14, 324名)
- 3 生活福祉資金貸付事業
低所得者・障害者又は高齢者等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行う生活福祉資金貸付事業を実施。(貸付：12件 相談：36件)
- 4 福祉教育読本「ともに生きる」の配布
児童の豊かな心を養うことを目的に町内の小学校5年生全員に「ともに生きる」100冊を配布。
- 5 各種団体の指導並びに助成
老人クラブ、身体障害者福祉会、遺族会、保護司会、食生活改善推進会、そろそろの会、わかば会、朗読の会かわらの8団体に活動費等の助成
- 6 社会を明るくする運動の実施
7月3日から11日までの間の3日間、田川高等学校・香春中学校・勾金中学校で社会を明るくする運動の啓発を実施し、花の苗を町内の小中学校、保育所、幼稚園に贈呈
- 7 金婚式該当者へ記念品の贈呈
結婚50周年を迎えられたご夫婦に対し記念品を贈呈(6組)
- 8 原爆被爆者に見舞金の支給
被爆者健康手帳を交付されている者に見舞金を支給(1名)
- 9 介護慰労金の支給
介護保険制度において、重度の介護を必要とする「要介護5」と認定された高齢者等を、在宅で介護している家族に慰労金を支給(3名)
- 10 災害罹災者に対する見舞金の支給
災害罹災者に見舞金の支給(全焼1件)
- 11 日常生活自立支援事業の実施
判断能力の不十分な認知症高齢者等に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の援助を行う。(利用者5名)

- 19 自発的活動支援事業の実施
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等・その家族・地域住民等による地域における自発的な取組を支援するため次の事業を実施。（講演会 1回）
- 20 理解促進研修・啓発事業の実施
地域住民等に対して、障がい者等に対する理解を深めるため次の事業を実施。
ア、講演会（2回） イ、ふれあい学習授業（1回）
- 21 災害時避難所の開設
台風発生により地域福祉センター「香泉荘」を災害時避難所として開設運営した。
ア、 7月 4日 台風 3号 （避難者 1名）
イ、 9月16日 台風18号 （避難者21名）
- 22 相談支援事業の実施
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、利用者が希望する自立した日常生活が営むことができるためのサービス等利用計画を作成した。（障がい者：6名 障がい児：3名）
- 23 緊急一時配食事業の実施
生活福祉資金貸付事業の緊急小口資金申請者（生活保護の申請から受給までの期間で生活困窮者）で、資金入金まで食の確保ができない者に対し弁当を提供した。（3世帯 41食分）
- 24 生活困窮家庭の子ども支援及び実態調査の実施
生活困窮者の家庭における複合的な課題を把握するための調査や支援に係る研修会を開催した。
ア、講演会（2回 参加者23名）
イ、子ども食堂の開設支援（9回 参加者（子ども）155名）
ウ、子ども食堂の運営に関する調整会議の開催（4回）
- 25 ふくおかライフレスキュー事業の実施
本町において社会福祉法人香春町連絡会を発足し、本会が事務局を務め各法人との連携を図り、制度の狭間の諸問題や生計困難等の福祉課題の解決に取り組んだ。（支援者1名）
- 26 田川地区社協連絡協議会事務局の運営
田川地区社協連絡協議会の事務局を円滑に運営し、田川市郡内の社会福祉協議会相互の連携・協調を深めるため、次の研修会等を実施し、本会担当職員も参加した。また、添田町災害ボランティアセンター運営の支援において遂行した。

(1) 研修会

- ア、職員スキルアップ研修（1回）
- イ、災害ボランティアセンター設置運営基礎研修（1回）
- ウ、経理担当者研修（1回）
- エ、介護保険関連研修（1回）
- オ、地域福祉基礎研修（1回）

(2) 定例会

- ア、事務局長会議（6回）
- イ、福祉活動専門員会議（11回）
- ウ、居宅介護支援専門員会議（12回）
- エ、経理担当職員会議（4回）

27 地域福祉課題実態調査の実施

地域の福祉課題を把握し、解決に向けた取り組みに繋げることを目的に個別支援を実施。ごみ屋敷・セルフネグレクト・疾病の否認など、既存の制度や事業の狭間にある福祉課題に対応。

- ア、高齢者課題 19件
- イ、障がい者課題 6件
- ウ、児童課題 6件
- エ、その他の課題 19件

28 災害ボランティアセンター支援に係る職員派遣

平成29年7月九州北部豪雨による被害において設置された災害ボランティアセンターの運営に職員を派遣し支援した。

- ア、7月11日から7月23日までの 11日間 延べ19名（添田町）
- イ、8月24日から8月26日までの 3日間 延べ 3名（東峰村）
- ウ、9月25日から9月28日までの 4日間 延べ 4名（朝倉市）

注記

社会福祉法施行規則第2条の25の第3項に規定する事業報告の附属明細書（事業報告の内容を補足する重要な事項）が存在しないので作成しない。